

農業や介護など14分野（※）で人手不足に お困りの事業者の方へ

出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により活動ができなくなった外国人の方の再就職支援を行っています。

❶ 事業者の方は、以下の方法により、就職を希望する外国人の方との相互のやりとりができます！

※下記①又は②のいずれか一方のみでも結構です。

①【求人登録票】を入管庁へ提出する

⇒これにより、入管庁ホームページに求人情報が掲載され、就職を希望する外国人の方が求人情報を閲覧することができます！



②入管庁ホームページに掲載している

【求職者情報】の情報提供先に連絡する

⇒これにより、求職者情報の提供先である地方公共団体などに、求職者の紹介のための相談ができます！



※雇用が成立した後、在留資格の手続きが必要となります。

※外国人の方は技能を身に付ける業務に従事することになります。

※14分野とは、特定技能制度と同様、人手不足が特に深刻とされる以下の分野です。
介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

詳しい内容は、コールセンターにお問合せいただくか、出入国在留管理庁ホームページをご覧ください。

【TEL】コールセンター：03-6625-4702

【WEB】入管庁 雇用維持支援 

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



マッチングまでの流れ



※在留資格申請に係る審査の結果、従事させる分野が特定産業分野に該当しないなどとして不許可になる可能性があります。